

第3号様式（第4条）

印西地区消防組合インターンシップに関する協定書

印西地区消防組合インターンシップの実施に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条第3項の規定により、印西地区消防組合（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、インターンシップ実施について、以下のとおり協定する。

（実習生の受入れ）

第1条 甲は、乙に所属する学生等の職業意識の向上及び消防業務に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生を実習生として受け入れるものとする。

（実習生氏名、実習職場、実習期間及び実習時間）

第2条 実習生の氏名、実習期間及び実習時間は、別表のとおりとする。

（経費の負担）

第3条 甲は、実習生に対して、報酬、交通費、食費その他実習に伴う一切の経費を負担しない。

（実習生の服務等）

第4条 実習生は、甲の職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

2 実習生は、甲の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

4 実習生は、第1項から前項までの規定を遵守するため、甲に対して要綱第7条に定める誓約書を事前に提出しなければならない。また、乙は、実習生に対し、この誓約の遵守を徹底指導する義務があるものとする。

5 甲は、実習生が第1項から第3項までの規定に反する行為を行ったときや、実習を継続することにより、甲の業務に支障が生じ、またはそのおそれがあるときなどは、実習を中止することができる。この場合、甲は乙に対してその旨を通知するものとする。

（個人情報の取扱い）

第5条 甲は、インターンシップの実施に当たって知り得た実習生の個人情報について、インターンシップに関すること以外に使用しないものとする。

（実習中の事故に係る責任等）

第6条 乙および実習生は、実習期間中の事故に備え、傷害保険および賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙及び実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。
 - 3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。
 - 4 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及び実習生は、当該賠償により甲が被った損害の補填をしなければならない。

(実習結果報告等)

第7条 甲は、乙から実習結果等についての報告又は証明を求められたときは、これを行うものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義を生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を所持する。

年 月 日

甲 印西地区消防組合消防長 印

乙 印

(別 表)

実習生氏名	実習期間等